

医療費控除を受けられる方へ

「医療費控除の明細書」の作成・添付が必須

「医療費の領収書」の添付は不要

- 次ページが「医療費控除の明細書」の様式ですので、切り離してご利用ください。
- 領収書の添付は不要ですが、明細書の記載内容確認のため、提示または提出を求める場合があります。
- 領収書はご自宅等で5年間保存してください。

※ 保険者が発行する医療費通知（「医療費のお知らせ」）を添付される場合は、その通知に記載のあるものについては「医療費の明細」の記入を省略することができ、領収書を保存する必要もありません。

① 医療費通知に関する事項

保険者が発行する医療費通知（「医療費のお知らせ」）で、次の項目がすべて記載されたものに限ります。）を明細書として申告書に添付することができます。マイナポータルから医療費通知情報を確認・取得することもできます。

・被保険者（又はその被扶養者）の氏名 　・療養を受けた年月 　・療養を受けた者の氏名

・療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 　・被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額 　・保険者等の名称

※ 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

※ 医療費通知（「医療費のお知らせ」）には、年の途中までしか記載されていないことがあります。記載されていない期間の医療費については、領収書をもとに「② 医療費の明細」に記入してください。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち保険などで補てんされる金額
283,284 円	ア 260,000 円	イ 30,000 円

自己負担した医療費の合計額を記入します。
通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(1)のうち、実際に支払った医療費の合計額を記入します。
医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

② 医療費（上記①以外）の明細

医療機関ごとに1年間分をまとめて記入します。

例)岡山 太郎さんが○△病院に通院した場合 2月18日 診療:1,000円 4月15日 診療:1,200円 5月28日 診療:1,600円 7月14日 診療:1,400円 9月10日 診療:2,100円 10月12日 診療:1,600円 11月7日 診療:1,100円 12月12日 診療:2,000円 ○△病院計:12,000円		医療費の内容として該当するものをすべてチェックします。 「□その他の医療費」は、医療用器具の購入、公共交通機関を利用した通院費（いざれも通常必要なものに限ります）などがある場合にチェックします。		
医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費の額	左記のうら保険などで補てんされる金額
岡山 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
岡山 花子	□×病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	8,000	

同一生計の親族の医療費を払い、医療費控除を申告する場合は、本人分と同様に医療機関ごとに1年間分をまとめて記入します。

令和 年度（ 年分）医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 岡山市 区

氏名

1 医療費通知に関する事項 ※通知が複数ある場合は、すべて合計した額を記入します。

医療費通知(※)を添付する場合、右表の(1)～(3)を記入します。
※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項
が記載されたものをいいます。詳しくは、8ページをご覧ください。
(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち保険などで補てんされる金額
円 ア	円 イ	円

② 医療費(上記①以外)の明細

※「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入できます。
※以下の明細については、所定の事項がすべて記載されていれば任意の様式でも提出できます。

③ 控除額の計算

支払った医療費	A	円		申告書「⑦医療費控除」欄の、「支払った医療費等」へ転記
保険金などで 補てんされる金額	B	円		「保険金などで補填される金額」へ転記
A - B の金額	C	円		
所得金額の合計額 (申告書⑫の金額)	D	円		
$D \times 0.05$	E	円		
Eと10万円の 少ない方の金額	F	円		
C - F の金額	G	円		「⑦」へ転記(最高200万円)

領収書の添付は不要ですが、明細書の記載内容確認のため提示または提出を求める場合があります。

領収書はご自宅等で5年間保存してください。

※医療費通知を添付される場合は、通知書に記載された分の領収書については保存不要です。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。